

| |
|-------------------|
| 生活文化常任委員会資料 |
| 2026年(令和8年)3月11日 |
| 市民生活局市民生活室国民健康保険課 |

議案第10号関連資料

明石市国民健康保険条例の一部改正について

1 改正の目的

子ども・子育て支援法等の一部改正及び国民健康保険法施行令(以下「政令」という。)の一部改正に伴い、国民健康保険料の算定方法等が変更になるため、本市国民健康保険条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

子ども・子育て支援納付金について(条例第19条の14～第19条の16関係)

子ども・子育て支援金制度

令和6年12月に「こども未来戦略<加速化プラン>」が閣議決定され、子ども・子育て政策の給付拡充を図ることとなり、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が施行されました。

この給付拡充にあたり、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、令和8年度から「子ども・子育て支援金制度」が創設されます。

子ども・子育て支援納付金の賦課・徴収

子ども・子育て支援金制度の創設にあたり、「子ども・子育て支援納付金」が令和8年度から令和10年度にかけて段階的に導入されます。支援納付金は、医療保険者が保険料とあわせて賦課・徴収することとなります。(全国規模で、R8:0.6兆円、R9:0.8兆円、R10:1兆円)

なお、子どもがいる世帯の保険料が増えないよう、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子どもに係る均等割額は徴収されません。

令和8年度の国民健康保険料

国民健康保険料は、「基礎賦課分(医療分)」、「後期高齢者支援金等分」及び「介護納付金分」の3つの保険料を徴収していますが、令和8年度から、これらに加えて「子ども・子育て支援納付金分」の保険料を徴収します。

なお、子ども・子育て支援納付金分の保険料については、兵庫県が示す標準保険料率を参考に設定します。

| | 基礎賦課分 (医療分) | 後期高齢者 支援金等分 | 介護納付金分 | 子ども・子育て 支援納付金分 |
|-----|----------------|----------------|---------|--------------------------------|
| 所得割 | 6.96% | 2.67% | 2.55% | 0.28% |
| 均等割 | 30,330円 | 12,400円 | 12,880円 | 被保険者均等割 1,240円 18歳以上均等割 40円 |
| 平等割 | 20,520円 | 8,670円 | 6,620円 | 840円 |

「基礎賦課分(医療分)」、「後期高齢者支援金等分」及び「介護納付金分」の保険料は、令和7年度と同額に据え置きます。

賦課限度額の引き上げについて（条例第19条の6、第19条の17関係）

政令の上限額に合わせて、基礎賦課分（医療分）の賦課限度額を引き上げるとともに、子ども・子育て支援納付金分の賦課限度額を設定します。

| | 基礎賦課分 （医療分） | 後期高齢者 支援金等分 | 介護納付金分 | 子ども・子育て 支援納付金分 | 合計 |
|-----|----------------|----------------|--------|-------------------|--------------|
| 現行 | 66万円 | 26万円 | 17万円 | | 109万円 |
| 改正案 | 67万円 | 26万円 | 17万円 | 3万円 | 113万円 |
| 引上額 | +1万円 | | | +3万円 | +4万円 |

低所得者に対する保険料減額措置に係る所得判定基準の緩和について（条例第23条関係）

政令の基準に合わせて、5割及び2割減額措置に係る所得判定基準を緩和します。

| | 5割減額 | 2割減額 |
|-----|--|--|
| 現行 | 43万円+10万円×（給与所得者等の数-1） +（ <u>30.5万円</u> ×被保険者数）以下 | 43万円+10万円×（給与所得者等の数-1） +（ <u>56万円</u> ×被保険者数）以下 |
| 改正案 | 43万円+10万円×（給与所得者等の数-1） +（ 31万円 ×被保険者数）以下 | 43万円+10万円×（給与所得者等の数-1） +（ 57万円 ×被保険者数）以下 |

3 施行期日

令和8年4月1日